



2024年5月22日

各位

会 社 名: リスクモンスター株式会社代表者名: 代表取締役社長 藤本 太一

(コード番号:3768 東証スタンダード)

問合せ先:人 事総務 部

(TEL 03-6214-0331)

### 従業員等に対する新株予約権(無償ストック・オプション)の 発行に関するお知らせ

当社は、2024年5月22日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社グループの従業員等に対して下記のとおり無償の新株予約権(第11回新株予約権)を発行することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

本件は特に有利な条件ではなく、インセンティブとして有効であることから、有利発行ではないと考えて おり、取締役会の承認決議により実施いたします。

なお、当社は、同日開催の当社取締役会において、当社の取締役及び当社グループの管理職以上の役職員に対して有償にて新株予約権(第10回新株予約権)を発行することをあわせて決議しております。詳細につきましては、本日公表の「取締役等に対する株価コミットメント型募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」をご参照願います。

この二つのストック・オプションにより、取締役及び全社員が一丸となり、株主の皆様との価値を共有することで、業績向上に対するコミットメントをより一層を高め、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の 増大を目指してまいります。

記

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

本新株予約権については、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めること、また、株主の皆様との一層の価値共有を深めることを目的として、当社グループの従業員に対して無償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、増加する当社普通株式の総数は199,600株であり、最大で2.61%の希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化の影響は合理的なものであると考えております。



#### Ⅱ. 新株予約権の発行要領(第11回新株予約権発行要項)

#### 1. 新株予約権の数

499個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 199,600株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付 与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、インセンティブ報酬として付与される 新株予約権であり、金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しない。

- 3. 新株予約権の内容
- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式400株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。 以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整 は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ 行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1 調整後行使価額=調整前行使価額 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分





割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行 使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

# 

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を 行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲 で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2026年6月12日から2029年6月12日とする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の 資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過 することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

2024年6月12日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役



会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定または新株予約権割当契約に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、 上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って 決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
  - 上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会(取締役会設置会社でない場合には株主総 会)の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

## あなたの会社の e-審査部。 リスクモンスター株式会社 Monster。



新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 申込期日

2024年6月5日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員 135名 394個

当社子会社及び孫会社従業員 37名 105個

以上